

有害物質を含有する家庭用品 《規制の手引》

—家庭用品を取り扱う事業者の皆様へ—



有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律

皆様が取り扱っている家庭用品には、いろいろな種類の化学物質が様々な目的で使用されています。

この法律は、家庭用品に含まれている化学物質による健康被害を未然に防止するために必要な規制を行っています。

規制のあらまし

◆事業者の責務（法第3条）

家庭用品の製造・輸入業者は、製造・輸入する家庭用品に含まれている化学物質について、毒性等を十分に把握し健康被害の未然防止に努めなければなりません。

◆家庭用品の基準（法第4条）

厚生労働大臣は、保健衛生上の見地から、特に安全対策が必要な家庭用品を指定し、この家庭用品に含まれる有害な化学物質について、含有量等の安全基準を定めることができます。この規定に基づき、厚生労働省令で具体的な基準が定められています。

◆販売・授与等の禁止（法第5条）

家庭用品の製造・輸入・販売業者は、第4条の基準に適合しない家庭用品を販売・授与することや販売・授与の目的で陳列することが禁止されています。

◆回収命令等（法第6条）

厚生労働大臣、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、第4条の基準に適合しない家庭用品が販売・授与され、消費者に健康被害を起こすおそれがあるとき、この家庭用品を取り扱う事業者に対して、回収等の必要な措置を講ずるように命令することができます。

また、安全基準が定められていない家庭用品についても、重大な健康被害が発生している場合は、同様に命令することができます。

◆立入検査等（法第7条）

この法律を担当する行政職員を「家庭用品衛生監視員」といいます。

家庭用品衛生監視員は、関係事業者の事務所、店舗、工場、倉庫に立ち入り、帳簿、書類等を検査し、関係者に質問することができます。

また、基準違反のおそれがある家庭用品を行政試験のため収去することができます。

◆罰則（法第10条～第12条）

この法律の規定に違反した者は、罰則の適用を受けることがあります。

規制有害物質の種類と健康被害

次の21物質が有害物質として規制されています。

	有害物質	用 途	主な健康被害	規制日
1	ホルムアルデヒド	樹脂加工剤	粘膜刺激、皮膚アレルギー	S50.10.1
2	ディルドリン	防虫加工剤	肝臓障害、中枢神経障害	S53.10.1
3	DTTB (※1)		経皮、経口急性毒性、肝臓障害、生殖器障害	S57.4.1
4	有機水銀化合物	防菌・防カビ剤	中枢神経障害、皮膚障害	S50.1.1
5	トリフェニル錫化合物		経皮、経口急性毒性、皮膚刺激性、生殖機能障害	S54.1.1
6	トリブチル錫化合物			S55.4.1
7	APO (※2)	防炎加工剤	造血機能障害	S53.1.1
8	TDBPP (※3)		発がん性	S53.11.1
9	BDBPP化合物 (※4)			S56.9.1
10	塩化ビニル	噴射剤	発がん性	S49.10.1
11	メタノール	溶剤	視神経障害	S57.4.1
12	テトラクロロエチレン		中枢神経障害	S58.10.1
13	トリクロロエチレン		中枢神経障害、肝臓障害	S58.10.1
14	塩化水素	洗浄剤	皮膚、粘膜障害	S49.10.1
15	硫酸			S55.4.1
16	水酸化ナトリウム			
17	水酸化カリウム			
18	ジベンゾ[a·h]アントラセン	木材防腐・防虫剤	発がん性	H16.6.15
19	ベンゾ[a]アントラセン			
20	ベンゾ[a]ピレン			
21	アゾ化合物 (※5)	染料	特定芳香族アミンによる発がん性	H28.4.1

※1 4・6-ジクロル-7-(2・4・5-トリクロルフェノキシ)-2-トリフルオルメチルベンズイミダゾール

※2 トリス(1-アジリジニル)ホスфинオキシド

※3 トリス(2・3-ジブロムプロピル)ホスフェイト

※4 ピス(2・3-ジブロムプロピル)ホスフェイト化合物

※5 化学的変化により容易に特定芳香族アミン(3ページに掲載)を生成するものに限ります。

特定芳香族アミン

次の24物質が特定芳香族アミンに指定されています。

また、特定芳香族アミンには、ヒトに対する発がん性が指摘されています。

	名 称 (※1)	別 名 (※2)	CAS番号
1	4-アミノジフェニル	ビフェニル-4-イルアミン	92-67-1
		4-アミノビフェニル	
		キセニルアミン	
2	オルト-アニシジン	2-メトキシアニリン	90-04-0
3	オルト-トルイジン	2-アミノトルエン	95-53-4
4	4-クロロ-2-メチルアニリン	4-クロロ-オルト-トルイジン	95-69-2
5	2, 4-ジアミノアニソール	4-メトキシ-メタ-フェニレンジアミン	615-05-4
6	4, 4'-ジアミノジフェニルエーテル	4, 4'-オキシジアニリン	101-80-4
7	4, 4'-ジアミノジフェニルスルトイド	4, 4'-チオジアニリン	139-65-1
8	4, 4'-ジアミノ-3, 3'-ジメチルジフェニルメタン	4, 4'-メチレンジ-オルト-トルイジン	838-88-0
		3, 3'-ジメチル-4, 4'-ジアミノジフェニルメタン	
9	2, 4-ジアミノトルエン	4-メチル-メタ-フェニレンジアミン	95-80-7
		2, 4-トルイレンジアミン	
10	3, 3'-ジクロロ-4, 4'-ジアミノジフェニルメタン	4, 4'-メチレン-ビス-(2-クロロアニリン)	101-14-4
		2, 2'-ジクロロ-4, 4'-メチレンジアニリン	
11	3, 3'-ジクロロベンジジン	3, 3'-ジクロロビフェニル-4, 4'-イレンジアミン	91-94-1
12	2, 4-ジメチルアニリン	2, 4-キシリジン	95-68-1
13	2, 6-ジメチルアニリン	2, 6-キシリジン	87-62-7
14	3, 3'-ジメチルベンジジン (別名オルト-トリジン)	4, 4'-ビ-オルト-トルイジン	119-93-7
15	3, 3'-ジメトキシベンジジン	オルト-ジアニシジン	119-90-4
16	2, 4, 5-トリメチルアニリン		137-17-7
17	2-ナフチルアミン (別名ベータ-ナフチルアミン)		91-59-8
18	パラ-クロロアニリン	4-クロロアニリン	106-47-8
19	パラ-フェニルアゾアニリン	4-アミノアゾベンゼン	60-09-3
20	ベンジジン		92-87-5
21	2-メチル-4-(2-トリルアゾ)アニリン	オルト-アミノアゾトルエン	97-56-3
		4-アミノ-2', 3-ジメチルアゾベンゼン	
		4-オルト-トリルアゾ-オルト-トルイジン	
22	2-メチル-5-ニトロアニリン	5-ニトロ-オルト-トルイジン	99-55-8
		2-アミノ-4-ニトロトルエン	
23	4, 4'-メチレンジアニリン	4, 4'-ジアミノジフェニルメタン	101-77-9
24	2-メトキシ-5-メチルアニリン	6-メトキシ-メタ-トルイジン パラ-クレシジン	120-71-8

※1 [名 称]・・・昭和49年9月26日付政令第334号に掲げられている名称

※2 [別 名]・・・JIS L 1940等において使用されている別名称

有害物質の規制(一般家庭用品)

有害物質	ホルムアルデヒド	有機水銀化合物	トリフェニル錫化合物	トリブチル錆化合物	塩化ビニル	メタノール	テトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	塩化水素	硫酸	水酸化ナトリウム	水酸化カリウム	ジベンゾ「a・h」アントラゼン	ベンゾ「a」ピレン
検出基準	75 ppm 以下	水銀として 1ppm 以下	錫として 1ppm以下	検出しないこと	5%以下	0.1%以下	10%以下 (※1)	5%以下 (※1)	クレオソート油は 10ppm以下 処理木材は 3ppm以下 (※2)					
規制対象家庭用品														
接着剤(かつら、つけまつげ、くつしたどめ用)	☆													
家庭用接着剤		☆	☆	☆										
家庭用塗料		☆	☆	☆										
家庭用ワックス		☆	☆	☆										
くつ墨		☆	☆	☆										
くつクリーム		☆	☆	☆										
家庭用エアゾル製品					☆	☆	☆	☆						
住宅用洗浄剤(液体状のもの)									☆	☆				
家庭用洗浄剤(液体状のもの)							☆	☆			☆	☆		
家庭用洗浄剤(液体状でないもの)							☆	☆						
クレオソート油・処理木材 (※2)												☆	☆	☆

※1 住宅用洗浄剤(塩化水素又は硫酸を含有するもの)及び家庭用洗浄剤(水酸化ナトリウム又は水酸化カリウムを含有するもの)は、容器の強度についても規制があります。

※2 クレオソート油：クレオソート油を含有する家庭用の木材防腐剤及び木材防虫剤
処理木材：クレオソート油及びその混合物で処理された家庭用の防腐木材及び防虫木材

《 ☆…規制有害物質 》

有害物質の規制(繊維製品・革製品)

有 害 物 質		(乳幼児用) ホルムアルデヒド	(子供・大人用) ホルムアルデヒド デイルドリン	D T T B	有機水銀化合物	トリフェニル錫化合物	トリブチル錫化合物	A P O	T D B P P	B D B P P 化合物	アゾ化合物
検出基準		16ppm 以下 (※1)	75ppm 以下	30ppm 以下	水銀として 1ppm 以下	錫として 1ppm以下		検出 しないこと	30ppm 以下 (※2)		
規制対象家庭用品											
繊 維 製 品	おしめ(おむつ)	★			★	★	★				★
	おしめカバー(おむつカバー)	★		★	★	★	★				★
	よだれ掛け	★			★	★	★				
	下着(シャツ、パンツ、ズボン下等)	★	★	★	★	★	★				★
	中衣(ワイシャツ、ブラウス等)	★		★	★						★
	外衣(スーツ、セーター、スカート等)	★		★	★						★
	手袋	★	★	★	★	★	★				★
	くつした	★	★	★	★	★	★				★
	たび		★								
	寝衣(ねまき、パジャマ等)	★	★	★	★			★	★	★	★
	寝具(枕、布団、毛布等)	★		★	★			★	★	★	★
	帽子	★		★	★						★
	衛生バンド				★	★	★				
	衛生パンツ				★	★	★				
	床敷物			★	★			★	★	★	★
(毛皮製品を含む) 革 製 品	家庭用毛糸			★	★						
	カーテン							★	★	★	
	テーブル掛け										★
	えり飾り(ネクタイ、マフラー等)										★
	ハンカチーフ										★
	タオル、バスマット及び関連製品										★

※1 所定の試験方法で吸光度差 0.05 以下又は 16ppm 以下

※2 特定芳香族アミン(3ページに掲載)として 30ppm 以下

《 ★ … 規制有害物質 》

品質管理のためのチェックポイント

◆製造・輸入業

- (1) 製品を製造・輸入する前に規制対象でないか確認しましょう。
- (2) 対象品である場合、原材料又は輸入する製品に有害物質が含まれていないか、どの程度含まれているのか検査し、その結果を保管しておきましょう。
- (3) 製造工程で有害物質が混入しないかチェックしましょう。
特にホルムアルデヒドの対象製品は、裁断・縫製・加工の各段階で移染防止対策をたててください。
- (4) 製品が完成したら、有害物質の含有量の検査を行い、その結果を保管しておきましょう。
- (5) 製品の保管、値札つけ、荷造り、輸送などの際に、有害物質が混入しないように注意しましょう。
- (6) 長期保管品は、出荷前に再度、品質をチェックしましょう。
- (7) この法律の担当部門、責任者等を定め、社内全体に周知徹底しましょう。

◆販売業

- (1) 製品を仕入れる際は基準に適合していることを検査証明書で確認しましょう。確認したことは記録しておきましょう。
- (2) 売り場・保管場所で、有害物質による汚染を受けないよう注意してください。
特に纖維製品は、ホルムアルデヒドの移染（次ページ参照）に注意してください。
 - 陳列台・ショーケースの材質は、有害物質を含まないものにする。
 - 規制対象品とそれ以外の製品と一緒に保管・陳列しない。
 - ベビー用品売り場は、換気の良い位置に専用のコーナーを設ける。
 - ベビー用品は、袋入りの状態で販売する。
- (3) この法律の担当部門、責任者等を定め、社内全体に周知徹底しましょう。

ホルムアルデヒドの移染

ホルムアルデヒドは、気体で、また水に溶けるので、空気や水蒸気を媒体として、他のものに付着・吸収されやすい性質があります。このため、ホルムアルデヒドを含まない製品を、ホルムアルデヒドを含んでいる空気中に置いたり、ホルムアルデヒドを含む物（移染源）に接触させたりしておくと、ホルムアルデヒドを検出するようになります。この現象を「ホルムアルデヒドの移染」といいます。

◆移染源に要注意

陳列、加工、保管する場所に次のようなものはありませんか。

- 建 材 ・・・ ベニヤ板、合成樹脂板、壁紙、ペンキなど
- 繊 維 ・・・ 規制対象外の纖維製品、芯地、レースなどの材料等
- その他 ・・・ ダンボール、ワックス、煙、排気ガスなど

◆纖維の種類によって感受性が違います。

絹	綿	アクリル
羊 毛	レーヨン	ポリエステル
	ナイロン	ポリプロピレン
受けやすい	← 移 染 →	受けにくい

◆ベビー用品は袋から出さないでください！！

赤ちゃんの肌は敏感なので、基準値は厳しく定められています。
サンプル以外は袋から出さないようにしましょう。
ベビー用品以外の製品も同様な取り扱いが望されます。

安全な家庭生活のために

家庭用品は、毎日、一般家庭で使用されるものです。
家庭には小さな子供さんや、お年寄りもいます。
製造・輸入・販売に携わる方々は、安全性の面からも、良質な製品を消費者に提供してください。

家庭用品の規制に関するお問合せ先

名 称	電 話 番 号	管 轄
各 区 保 健 所 等		千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区
西多摩保健所 薬事指導担当	0428(22)6141	青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町
南多摩保健所 薬事指導担当	042(371)7661	日野市、多摩市、稻城市
多摩立川保健所 薬事指導担当	042(524)5171	立川市、昭島市、国分寺市、国際市、東大和市、武蔵村山市
多摩府中保健所 薬事指導担当	042(362)2334	武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、狛江市
多摩小平保健所 薬事指導担当	042(450)3111	小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市
八王子市保健所 医薬指導担当	042(645)5114	八王子市
町田市保健所 保健医療係	042(722)6728	町田市
東京都保健医療局 健康安全部薬務課 毒劇物指導担当	03(5320)4513	島しょ

登録番号（5）160

有害物質を含有する家庭用品《規制の手引》

令和6年3月発行

発 行 東京都保健医療局健康安全部薬務課
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

印 刷 社会福祉法人東京コロニー 東京都大田福祉工場
〒143-0015 東京都大田区大森西二丁目22番26号



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。